

## 現在お住まいの住宅を町内業者で改修する場合はご活用ください 住宅のリフォーム資金を補助します！

町内業者により、現在お住まいの住宅を改修する場合、その費用の一部を町が補助します。

■対象 次の①～⑥のすべてに該当する方(1住宅、同一の申請者につき、1回限りの補助となります。)

①申請時に本町に住民登録をしている方

②補助対象となる住宅の所有者で、同住宅に居住している方

③申請時点で町税を滞納していない方

④対象工事が、上期の場合同年9月末、下期の場合翌年3月末までに完了すること

⑤対象工事について、町が実施する同様の補助金または助成金、保険給付金等を受けていない方

⑥補助金交付決定前に工事等を着工していないこと(申請受付後に現地確認を行い、交付決定通知書を交付)

■補助対象工事 町内業者が行う20万円以上(税別)の個人住宅の改修工事(増築及び部分的な修繕工事は除きます。)

例…建物の内外装の改修工事、居室・浴室・玄関・台所・トイレ等の改修工事(公共下水道等への接続工事は除きます。)

■補助金額 改修工事に要した費用の100分の5に相当する金額で10万円を限度とします。(千円未満切捨て)

■予算額 上期・下期ともに50万円 ※予算額を超える申請があった場合は抽選となります。抽選にならなかった場合は、受付期間終了後にご連絡します。

■申込方法 年度内で2回に分けて申請を受け付けします。(先着制ではありません。)

■受付期間 下表のとおり(閉庁日を除く)

受付区分	受付期間	公開抽選日
上期分	4月8日(金)～20日(水)午後5時まで	4月25日(月)午前10時から役場301会議室
下期分	9月1日(木)～20日(火)午後5時まで	9月22日(木)午前10時から役場301会議室

※新型コロナウイルス感染防止対策を図りながら実施する予定ですが、今後の感染状況によっては抽選方法等に変更が生じる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※会場には、できる限り少人数でお越しください。  
※マスクの着用、入室時の手指消毒及び体温測定にご協力をお願いします。なお、37.5度以上の発熱がある等、体調がすぐれない場合は、ご来場をお控えください。

■必要書類[申請受付時に必要な書類]

①鳩山町住宅リフォーム補助金交付申請書(役場産業環境課窓口にて配布)

②改修工事の見積書の写し

③改修工事の図面(改修部分に色付けしたもの)

【抽選確定後に必要な書類】

①住民票(申請者個人のもの)

②町税(国民健康保険税も含む)納税証明書

③家屋所有証明書

■書類提出先・問合せ 役場産業環境課(庁舎3階)

☎ 296-5895



## 自分らしくいきいきと暮らせる社会の実現を目指して 鳩山町パートナーシップ宣誓制度を開始します

一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合いながら、自分らしくいきいきと暮らせる社会の実現を目指すための、「パートナーシップ宣誓制度」を令和4年4月1日(金)から開始します。

■パートナーシップ宣誓制度とは？

お互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、双方または一方が性的マイノリティであるお二人が、パートナーシップ関係にあることを宣誓する制度です。

この制度による法的な効果はありませんが、お二人のパートナーシップを尊重し、多様性を認め合いながら、自分らしく、いきいきと暮らせる社会の実現の一助

となることを期待し、制定します。

町は提出された宣誓書を確認し、「宣誓書受領証」と「受領カード」を交付します。

■宣誓できる方(次のすべてに該当する方)

- ・双方が成年に達していること
- ・鳩山町民であること、または転入を予定していること
- ・近親者・直系姻族でないこと
- ・双方に配偶者(事実婚)がないこと
- ・当事者以外とパートナーシップ関係がないこと

※制度の詳細は、町ホームページをご覧ください。

■問合せ 役場総務課 ☎ 296-1214



## 公募します！ 鳩山町農業経営・生産対策推進会議委員

町では、農林行政の円滑な運営を図るため、鳩山町農業経営・生産対策推進会議を設置しています。この会議は、町長の諮問に応じて、地域農業に関することを調査審議し答申します。その答申に町民の皆さんのご意見を反映させるため、委員を公募します。

■応募資格 次の(1)～(5)すべてに該当の方

(1)本町に引き続き1年以上住所を有する方

(2)令和4年4月1日現在において、満20歳以上の方

(3)応募日現在において、本町の審議会等の2件以上の公募委員となっていない方

(4)原則として、審議会等の公募委員就任回数が、過去5回以上でない方

(5)本町農林業に興味をお持ちの方

■募集人数 3人

■報酬等 会議参加1回につき2,000円(年2回程度会議を開催)

■任期 令和4年5月1日～令和6年3月31日



## 令和4年(2022年)4月1日から 成年年齢が18歳になりました！

民法の改正により、2022年(令和4年)4月1日から、成年(成人)年齢が20歳から18歳に引き下げられました。

2022年4月1日現在で18歳・19歳の方は、その日から成年の扱いとなり、2004年4月2日以降に生れた方は、18歳の誕生日から成年となります。

【18歳になったらできることの例】

◆法定代理人(親など)の同意なしでの契約(契約の例)

- ・スマートフォンを購入する
  - ・ローンを組む、クレジットカードを作る
  - ・一人暮らしのためにアパートを借りる
- ※支払い能力の審査等を要する場合があります。

◆結婚できる年齢が男女とも18歳に(女性は16歳から年齢が引き上げ)

◆10年有効パスポートの取得

◆司法書士などの国家資格に基づく職業に就くこと(資格試験の合格等が必要です)

◆性別取扱いの変更審判を受ける など

ただし、成年年齢(18歳)に達しても、20歳にならないとできないことがあります。

【20歳になってからできることの例】

◆飲酒・喫煙・公営競技(競馬、競輪、オートレース等)

(2年間)

■応募方法 役場産業環境課(庁舎3階)・東出張所に備えてある応募用紙に必要事項を明記し、4月20日(水)までに、各窓口へ持参(土・日・祝日を除く午後5時まで)・FAX・郵送のいずれかの方法でご提出ください。

※郵送の場合は役場産業環境課あてをお願いします。

■委員の決定 応募者が定員に満たない場合は、応募資格を確認の上、原則として応募者を委員に決定します。また、募集人数を超えた場合は、公開抽選により委員を決定します。結果については、応募者全員にお知らせします。

■公開抽選 4月26日(火)午前9時30分から、役場3階301会議室で行います。

■問合せ 〒350-0392 鳩山町大字大豆戸184-16 鳩山町役場産業環境課 農業・商工業政策担当

☎ 296-5895 FAX 296-7557

◆大型・中型自動車運転免許の取得

◆養子を迎える など

### 成年年齢引下げに伴う 消費者トラブルにご注意ください

成年になると、親などの法定代理人の同意がなくても、自分の意思で契約ができたり、高校生でもローンを組んだり、クレジットカードを作れるようになります。

未成年者の場合、親などの法定代理人の同意がない契約については取り消すことができますが、成年になると民法の「未成年者取消権」に基づく取消しができなくなります。保護がなくなったばかりの、高校・大学在学中の新成人等を狙った悪質商法には、十分ご注意ください。**契約や買い物はしっかりと「考えて」から行うようにしましょう！**

■契約や買い物で「困ったな」と思ったら

消費者ホットライン 188

■貸金業に関する問合せ

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター ☎ 0570-051-051

関東財務局 金融監督第5課 ☎ 048-600-1151

■警察に対する相談 # 9110